# ≪東京都立広尾高等学校ＰＴＡ 会則≫

## 【 第 １ 章 】 総　　則

第 １ 条　本会は東京都立広尾高等学校ＰＴＡと称し、本会を同校内（所在地：〒150-0011 東京都渋谷区東 4-14-14　内）におく。

第 ２ 条　本会は、家庭と学校とが協力して学校教育の充実を図ると共に、社会教育の振興を期し、あわせて会員相互の理解を深めることを目的とする。

第 ３ 条　本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

１　学校教育、家庭教育についての理解を深め、教育活動の充実を図ること。
２　教育諸問題の調査、研究に関すること。
３　会員および生徒の福利厚生に関すること。
４　本会の目的に沿うような他団体と協力すること。
５　本会財産の維持と活用を図ること。
６　その他必要な事業。

## 【 第 ２ 章 】 会　　員

第 ４ 条　本会の会員は、東京都立広尾高等学校の生徒の保護者および、教員、職員とする。

## 【 第 ３ 章 】 機　　関

第 ５ 条　本会に次の機関をおく。

総会、運営委員会、専門委員会

第 ６ 条　総会は、会員全員をもって構成し、次の事項を行う。

１　活動方針の決定
２　役員の選任
３　予算と決算の審議、承認
４　会則の改正
５　その他、重要事項の審議

第 ７ 条　総会は年１回開催する。ただし会長が必要と認めたとき、または、全会員の３分の１以上からの要請があったときは、臨時に開催することができる。

第 ８ 条　運営委員会は、主として本会の事業の推進にあたり、下記の会員によって構成され会長が招集する。

１　校長
２　役員
３　学年委員会
４　専門委員会委員長、副委員長
５　教職員

第 ９ 条　運営委員会は、副会長が議長となって次の事業を行う。

１　総会に提出する議案の作成
２　細則の制定、改廃
３　総会から委任された事項の議決および処理
４　その他、緊急事項に関する総会の代行

第　１０　条　学年委員会は、生徒の組ごとに選出された委員および各担当教員、もしくは運営委員会担当教員をもって構成し、事業のうちその学年に必要な事業または行事を企画し、その執行にあたる。
学年委員会には、互選により保護者の委員の中から委員長および副委員長をおく。委員の任期は１年とする。ただし重任できることとする。

第　１１　条　専門委員会は、生徒の保護者により選出された委員（若干名）および教職員（若干名）をもって構成し、その企画した事業、または行事を会長の同意を得て執行する。専門委員会には、互選により保護者の委員の中から委員長および副委員長をおく。委員の任期は１年とする。ただし重任できることができる。
専門委員として、次の２委員会を常置する。
１　広報委員会
広報誌の編集、発行
２　厚生委員会
会員および生徒の福利厚生、その他の環境整備等

第　１２　条　会長は、特に必要があると認めたときは臨時専門委員会をおくことができる。
臨時専門委員会は、会長が指名した委員をもって構成し、その企画した事業または行事を会長の同意を得て執行する。

第　１３　条　総会の定足数は、全会員の過半数（委任状を含む）とする。機関の議事は出席者の過半数の賛否によって決する。

## 【第４章】　役　　員

第　１４　条　本会に次の役員をおく。
会長１名（保護者）
副会長４名（保護者３名、副校長）
会計２～３名（保護者２～３名）
書記３名（保護者３名）
会計監査２名（保護者２名）
相談役（卒業生保護者数名）

第　１５　条　役割は次のとおり。
会長は本会を代表し会務を総理する。
副会長は会長を補佐し、他役職および学校側との業務調整役を担う。
会長に事故があるときは、その職務を代行する。
会計は、本会の会計事務を処理する。
書記は本会の会務を記録し、保管する。

第　１６　条　会長・副会長・会計・書記および会計監査は、役員候補選考委員会において選定した候補の中から総会で選出する。
役員候補選考委員会は、役員ならびに学年委員会の中から選出された委員をもって構成する。役員の任期は１年とする。ただし重任することができる。

第　１７　条　校長は学校を代表して、会務全般に参画する。

## 【第５章】　会　　計

第　１８　条　本会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

運営委員会は細則で会費の額を定め、総会に承認を求めるものとする。
本会が特別な事業を行うために必要があるときは、特別会計を設けることができる。

第　１９　条　本会の会計年度は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

【第６章】　会計監査

第　２０　条　本会に会計監査をおく。
会計監査２名（保護者２名）

第　２１　条　会計監査は、本会の会計を監査する。

附　　則

(設立年月日)この会の設立年月日は昭和２５年４月１０日とする。

＜細　　則＞

１　学年委員会・専門委員会には書記（記録係）をおく。

２　本会の会費は次のとおりとする。

| | |
|---|---|
| 保護者の会費、生徒一人につき | 年 3，600 円 |
| 教員、職員会員 | 年 1，800 円 |

３　年度途中で転入学により本会員となった場合は、１か月 300 円（教職員については 1 か月 150 円）に転入月～年度末までの月数を掛けた合計金額を会費とする。

４　会員は、本活動で知り得た個人情報や画像、その他社会規範に照らして秘密情報と考えられる情報等を、活動遂行以外の目的に基づいて利用・複製・保存・頒布してはならない。

附　　則

平成　３年　５月２２日　一部改正
平成１０年　５月３０日　一部改正
平成１２年　５月　３日　一部改正
平成１７年　５月１７日　一部改正
平成１８年　５月１８日　一部改正
平成１９年　５月１８日　一部改正
平成２０年　５月２３日　一部改正
平成２５年　５月２５日　一部改正
平成３０年　９月２８日　一部改正
令和　元年　５月２５日　一部改正
令和　３年　５月２５日　一部改正

# ≪東京都立広尾高等学校ＰＴＡ規程≫

## １　旅費規程

第　１　条　この規程は、東京都立広尾高等学校ＰＴＡ会務に関する出張旅費の支給基準を定めるものとする。

第　２　条　会員に対する出張の依頼は会長が行う。

第　３　条　会員が第 2 条による出張依頼を受けて出張した時の旅費の支給については、その都度役員会で決定し、当該会員に対し支給する。旅費算出の基点は自宅とし、当該会員は所定の請求書に必要な書類を添えて、会計担当役員に提出するものとする。

附　　則

１　この規程は、平成２２年３月１９日から施行する。

## ２　慶事規程

第　１　条　この規程は、東京都立広尾高等学校ＰＴＡ会務に関する慶事について、表意の準を定めるものとする。

第　２　条　慶についてはそのすべてを省き、弔のみを対象とする。

第　３　条　弔の表意を次のようにする。

| 事　　項 | 香　典　金　額 |
|---|---|
| 生徒の死亡 | 30,000 円 |
| 生徒父母の死亡 | 10,000 円 |
| 教員・職員本人の死亡 | 20,000 円 |
| 教員・職員配偶者の死亡 | 10,000 円 |

第　４　条　第３条にかかわる金額および対象者について、会員からの要請により本校に対しての功績を勘案して、上記以外の者に対しても役員会において特別な弔を表意できる。

附　　則

１　この規程は、平成２５年５月２５日から施行する。

## ３　表彰規程

第　１　条　本会の役員がその職を離れる場合（子弟の卒業、転任、退職等）には、その功績に対し感謝の意を表する事が出来る。

第　２　条　第１条以外の者で、本校に対して功績を有する者にも、謝意を表することができる。

第　３　条　前各条の実施については、本会役員の承認を必要とする。

附　　則

１　この規程は、平成２２年３月１９日から施行する。

以上